

年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

1 目 的

例年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、高齢者が当事者となる重大事故のほか、飲酒運転等の悪質交通違反による交通事故の発生が懸念される情勢を踏まえ、県民一人一人が交通ルールの遵法意識を高め、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期 間

令和7年12月10日(水)から令和8年1月7日(水)までの29日間

3 運動のスローガン

てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

〔 年間スローガン
わたります 止まるやさしさ ありがとう 〕

4 運動の重点

- (1) 道路横断中の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 高齢者が関与する交通事故防止
- (5) 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

5 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体
地方交通対策協議会構成機関・団体
市町村
市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目

別紙のとおり

8 運動の進め方

各推進機関・団体は、イベント等の開催、広報紙(誌)や広報車等の各種広報媒体の積極的な活用などにより、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携を密にし、支援体制を保持するなど効果的な運動の推進に努める。

9 実施計画・実施結果の報告

団体区分	実施計画 報告様式	計画報告宛先 報告期限	実施結果 報告様式	結果報告宛先 報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 令和7年 11月26日(水)	第2号	県生活交通課 令和8年 1月28日(水)
各市町村交通対策協議 会(各市町村)	第3号	各地方振興局 令和7年 11月19日(水)	第4号	各地方振興局 令和8年 1月21日(水)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号(自協 議会の計画) 第5号(管内 市町村報告取 りまとめ)	県生活交通課 令和7年 11月26日(水)	第2号(自協議 会の結果) 第6号(管内市 町村報告取り まとめ)	県生活交通課 令和8年 1月28日(水)

運動の重点に関する主な推進事項

運動の重点1	道路横断中の交通事故防止
内 容	(1) 道路を横断する際の安全行動の実践 (2) 横断歩道及びその付近における交通ルールの遵守と歩行者保護の徹底
家庭では	(1) 道路を横断する際は左右の安全をよく確認して横断し、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を渡ることを家族ぐるみで実践しましょう。 (2) 道路を横断するときは運転者に手をあげるなどして横断する意思を明確に伝えてから横断することを家族ぐるみで実践しましょう。 (3) 道路を横断するとき、横断歩道がない場所では「車の通過を待つ」、横断歩道はあるけれど信号機がない場所では「車を止めて」安全を確保する、横断歩道と信号機がある場所では「青でも確認する」等、「横断事故防止の3段活用」を家族で取り入れましょう。 (4) 横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車が見たら、一時停止することが義務であることを、家族ぐるみで話し合しましょう。
学校では	幼児・児童・生徒に対して、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を横断すること、手をあげるなどして横断する意思を明確に運転手に伝えるなど、正しい道路横断の仕方を指導しましょう。また、学校等で学習した交通安全の内容について、家族で話し合うよう勧めましょう。
地域では	(1) 横断歩行者等保護のルールを浸透させ、住民の交通安全意識の高揚を図りましょう。 (2) 道路を横断しようとする高齢の歩行者等を見かけたら、声かけ、誘導、保護活動等を積極的に行いましょう。
職場では	(1) 朝礼や打合せ等において、横断歩道の付近では速度を落とすこと、横断歩道を横断しようとする歩行者や自転車横断帯を横断しようとする自転車が見たら、必ず一時停止しなければならないことを周知徹底しましょう。 (2) 徒歩や自転車で通勤する職員に対し、こどもの手本となるよう正しい横断をすることのほか、夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等を活用するよう促しましょう。
運転者は	横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車を見かけたら、その通行を妨げないよう必ず一時停止して、横断歩行者等保護のルールを徹底しましょう。

運動の重点2	夕暮れ時や夜間の交通事故防止
内 容	(1) 午後4時を目安とした早めのライト点灯 (2) 対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）の使用による横断歩行者等の早期発見 (3) 夜光反射材用品等の活用
家庭では	(1) 早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）使用による交通事故防止について話し合い、実践しましょう。 (2) 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように、明るい目立つ色の服装にすることや、衣服、持ち物などに夜光反射材用品等を活用することを家族全員で実践しましょう。 特にこどもや高齢者に対しては、外出の際の明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の活用について声をかけをしましょう。 (3) 朝・夕の路面凍結によるスリップ事故防止のため路面の状態を確認し、慎重な運転を心がけるよう声をかけをしましょう。
学校では	幼児・児童・生徒に対して、夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように明るい目立つ色の服装にすることや、衣服、持ち物などに夜光反射材用品等を活用することを指導しましょう。
地域では	(1) 早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）使用を地域ぐるみで励行しましょう。 (2) 高齢者等への夜光反射材用品等の普及活動に当たっては、その効果を丁寧に説明するなどして、自発的な活用を促進しましょう。 (3) 広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用し、明るい目立つ色の服装や反射材用品等の効果・活用について啓発に努めましょう。 (4) 交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、地域の交通事故実態、地域住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえ、朝や夕暮れ時に交通事故防止啓発活動を実施しましょう。
職場では	(1) 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の交通事故の危険性を認識・理解させるとともに、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等は上向きライト（ハイビーム）を使用するよう指導しましょう。 (2) 歩いて通勤している職員に対して、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の効果について周知を図るとともに、衣服、履物、手荷物等への夜光反射材用品等の活用を促進しましょう。
歩行者は	(1) 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように、明るい目立つ色の服装を着用することや、衣服、持ち物などに夜光反射材用品等を着用しましょう。

運転者は	(1) 道路横断中の歩行者等の早期発見と衝突事故防止のため、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）使用を実践しましょう。 (2) ライトの照射距離・照射範囲には限界があり、これに伴って、歩行者等の発見が遅れることを認識し、昼間と同じ感覚で運転することがないように注意して運転しましょう。 (3) 横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車を見かけたら、その通行を妨げないように必ず一時停止して、横断歩行者等保護のルールを徹底しましょう。 (4) 夜間、交差点を右左折する際は、道路横断者等の有無の確認に充分配慮し、巻き込み事故等を防止しましょう。 (5) 朝・夕の路面凍結によるスリップ事故防止のため路面の状態を確認し、慎重な運転を心がけましょう。
------	---

運動の重点3 飲酒運転の根絶	
内 容	(1) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 (2) 飲食店等におけるハンドルキーパー運動の促進 (3) 飲酒運転を助長する行為（車両提供、酒類提供、車両同乗）の禁止 (4) 飲酒が関与する交通事故防止（飲酒会合同伴者の安全確保）
家庭では	(1) 飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合うとともに、重大事故に直結する犯罪行為であることを一人一人がはっきりと認識し、飲酒運転を根絶しましょう。 (2) 飲酒が予想される会合などには車で出かけないなど、飲酒運転の根絶に努めましょう。また、運転者に対しては酒類を出さない、飲酒を勧めないことを厳守しましょう。 (3) 飲酒する際は、翌日の予定を考え、運転時にアルコールが体内に残らないよう、飲酒時間や飲酒量を守りましょう。
学校では	教職員・保護者が一体となり飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
地域では	(1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進し、飲酒運転を根絶しましょう。 (2) 飲酒を伴う各種行事や会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、あらかじめハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないよう参加者に呼びかけましょう。 (3) 飲酒している人に、車両を提供、運転を依頼、車両に同乗することは違反であり、飲酒運転を助長することとなることを周知徹底しましょう。

	(4) 各種行事や会合等の機会に、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性などについて話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。 (5) 飲食店、酒類販売店等では、「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。また、運転代行を利用する際は、随伴車には乗らない等、ルールを守って利用しましょう。 (6) ひどく酒に酔ったことなどにより路上で寝込んでいる人を見かけた際は、声かけや110番通報を行い、飲酒が関与する交通事故の未然防止に協力しましょう。
職場では	(1) 朝礼や打合せの際、飲酒運転は重大事故に直結する犯罪行為であることをはっきりと認識するため、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について周知するなど、飲酒運転を絶対しないよう指導を徹底しましょう。 (2) 安全運転管理者選任事業者に対して、従業員の運転前後のアルコールチェックは、アルコール検知器を使用することが義務付けられていることから、法令等の内容についてよく確認し、適切に実施しましょう。 (3) 飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。 やむを得ず持ち込む場合は、予めハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。 (4) ひどく酒に酔った者が路上に寝込むのを防止するため、酔った同僚などをそのまま放置せず確実に家まで送り届けるなど、飲酒が関与する交通事故を未然に防止しましょう。
運転者及び自転車利用者は	(1) 飲酒運転の悪質性・危険性、事故を起こしたときの責任の重大性を十分認識し、運転者としての責任を自覚しましょう。 (2) 飲酒後、アルコールが体内で分解されるまで相当の時間が必要なことを認識し、飲酒運転を防止しましょう。 (3) 飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。 (4) 夜間、繁華街を走行するときは、酒に酔った者の路上での寝込みがあるかもしれないことを想定して運転するなど、交通事故の未然防止に配慮しましょう。

運動の重点4	高齢者が関与する交通事故防止
内 容	(1) 高齢者の交通安全意識の浸透 (2) 高齢運転者に対する安全教育及び広報 (3) 高齢歩行者の保護の推進
家庭では	(1) 高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促しましょう。また、夕暮れ時や夜間に外出する必要がある場合は、運転者から発見されやすいように明るい目立つ色の服装と、夜光反射材用品や懐中電灯を活用するよう促しましょう。 (2) 高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化について説明し、能力に合った運転をするように声をかけ、運転免許証の自主返納や安全運転サポート車等への乗り換え、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の取付け等についても話し合しましょう。
学校では	「家庭の交通安全推進員」制度を積極的に活用するなど、家族に対して交通安全を呼びかけるように指導しましょう。
地域では	(1) 高齢者交通安全指導隊、交通安全母の会、地域包括支援センター等の福祉機関と連携して高齢者の家庭訪問活動などを行いましょう。また、広報媒体(回覧板、チラシ等)を活用し、特に高齢者の道路横断による交通事故防止についての啓発に努め、地域ぐるみで交通事故防止を図りましょう。 (2) 高齢者が身体機能の変化を認識でき、安全行動がとれるよう、各種広報媒体(回覧板、チラシ等)や高齢者サロン等を活用して周知しましょう。 (3) 高齢運転者の運転免許証の自主返納制度及び安全運転相談窓口#8080(シャープハレバレ)等の支援施策について周知しましょう。
職場では	交通安全講習会等を開催し、高齢者の行動特性・運動能力等の理解を深め、道路横断する高齢者に配慮した思いやり運転を励行しましょう。
高齢者施設等では	(1) 施設利用者に対し、用件はなるべく日中に済ませるように促すとともに夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服を着用し反射材用品や懐中電灯を活用するよう指導しましょう。 (2) はいかい癖のある方や認知症患者等、交通事故に遭うおそれのある高齢者について、包括支援センター等福祉機関や関係機関・団体と情報共有を図りましょう。
高齢歩行者は	一般的に、加齢による身体機能の低下により、道路横断に必要な時間が長くなるほか、接近する車両との感覚や速度をつかみづらくなることを認識し、十分に安全を確認してから道路を横断しましょう。

一般運転者は	(1) 高齢の歩行者、電動車いす利用者、自転車利用者を見かけたら減速し安全を確認して通行する等、思いやりのある運転に努めましょう。 (2) 高齢運転者標識（高齢者マーク）や聴覚障がい者標識を表示している車両に対しては保護義務があることを理解し、思いやりを持って運転しましょう。
高齢運転者は	(1) 加齢等に伴う身体機能の変化を認識して、自分の運転能力に応じたゆとりある運転を行いましょう。 (2) 70歳以上の方は、車を運転するときは高齢運転者標識（高齢者マーク）を車に表示しましょう。 (3) 運転免許証の自主返納制度や安全運転相談窓口等について理解し、有効に活用しましょう。 (4) 安全運転サポート車等への乗り換えを検討するほか、既存の所有車へペダル踏み間違い急発進抑制装置の取付けを検討しましょう。

運動の重点5 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守	
内 容	(1) 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上による、交通事故防止 (2) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知徹底 (3) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化に関する広報啓発の推進
家庭では	(1) 令和8年4月から自転車交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）が始まることから、自転車の基本的な交通ルールについて話し合しましょう。 特に自転車利用時のスマートフォン等使用（ながら「スマホ」）や「自転車の酒気帯び運転」は違反であることを家族で話し合しましょう。 (2) 自転車利用時のヘルメット着用が、交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を守り、自己の命を守ることにつながることについて、家族で話し合うほか、家族みんなで着用を実践しましょう。 (3) 夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について家族で話し合い、安全に自転車を利用しましょう。 (4) 幼児・児童が自転車に乗車する際は、反射材を備えたり、ヘルメットを含めた交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用させましょう。 (5) 未成年の子どもが自転車を利用するときは、保護者は点検・整備を行うほか、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
学校では	(1) 児童・生徒には、令和8年4月から自転車交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）が始まることを周知し、自転車の基本的な交通ルールについて指導・教養しましょう。 特に自転車利用時のスマートフォン等使用（ながら「スマホ」）は違反であることを教養するほか、自転車は「車両」であることを認識させ、正

	しい通行方法（車道の左側通行、歩道通行の条件等）、ヘルメットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について指導しましょう。 (2) ヘルメット着用が、交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を守り、自己の命を守ることにつながることに理解を深めましょう。 (3) 保護者には、あらゆる機会を通じて頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解を促し、児童・生徒の乗車用ヘルメット着用の徹底を図りましょう。 (4) 自転車通学の児童、生徒、学生及びその保護者に対する保険等への加入状況の確認及び保険に関する情報提供を行いましょう。
地域では	(1) 各種広報媒体（回覧板、チラシ等）の活用により「自転車安全利用五則」、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓発を図りましょう。 (2) 自転車利用者が、交通事故の加害者になることがあるため、車両運転者としての責任を自覚させるとともに、被害者救済に資する各種保険制度の普及啓発を図りましょう。 (3) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化についての広報啓発の推進を図りましょう。 (4) 令和8年4月から自転車交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）が始まることを周知し、自転車の基本的な交通ルールについて理解を深めましょう。 特に自転車利用時のスマートフォン等使用（ながら「スマホ」）や「自転車の酒気帯び運転」は違反であることを認識し、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすることも違反となることについて、広報啓発の推進を図りましょう。
職場では	(1) 自転車通勤者に対して、令和8年4月から自転車交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）が始まることを周知し、自転車の基本的な交通ルールについて理解を深めましょう。 特に自転車利用時のスマートフォン等使用（ながら「スマホ」）や「自転車の酒気帯び運転」は違反であることを認識し、「自転車安全利用五則」等の自転車利用時の交通ルール・マナーの遵守について教養を行い、自転車利用中の交通事故と危険・迷惑行為を防止しましょう。 (2) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知するとともに、自転車通勤者へのヘルメット着用促進、保険加入の確認や情報提供の他、業務で利用する自転車の点検・整備や保険加入を図りましょう。
自転車利用者は	(1) 自転車利用時には、必ずヘルメットを着用しましょう。 (2) 自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認し、「自転車安全利用五則」等の交通ルール・マナーを守って利用しましょう。 (3) 使用する自転車の点検・整備、盗難防止のための防犯対策及び反射材の備付けなどの安全上の措置を講じましょう。

	(4) 自転車利用者も交通事故の加害者になることがあるため、被害者救済に資する損害賠償責任保険に加入しましょう。 【自転車安全利用五則】 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用
--	--

関係機関・団体の活動

- 県・市町村（交通対策協議会）
 - 1 関係者等に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
 - 2 県民、地域住民に対する広報車、広報紙、防災無線、SNS等による広報活動の実施
- 教育委員会
 - 1 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
 - 2 各種教材を活用した交通安全教育の促進
 - 3 PTA等関係機関・団体に対する協力要請
- 警察
 - 1 交通指導取締り
 - 2 交通事故情報等の提供
- 道路管理者
 - 1 交通安全施設の点検
 - 2 道路情報板等による道路情報等の提供
- 交通安全協会等県交通対策協議会構成団体
 - 1 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
 - 2 会員・所属職員に対する運動の周知徹底